

東広島市教育委員会事務事業評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくことを目的に、東広島市教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、東広島市総合計画実施計画に掲げる教育委員会の事務事業とし、教育委員会が定めるものとする。

(点検及び評価の方法)

第3条 点検及び評価の方法は、前条に規定する事務事業の内容、成果、課題を総括し、今後の取組の方向性を示すものとする。

- 2 教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)から評価の方法や結果について、意見を聴取するものとする。
- 3 学識経験者は、4人以内とする。
- 4 学識経験者は、教育委員会が設定する意見聴取の場に出席し、又はやむを得ず欠席する場合はあらかじめ書面により、意見を述べるものとする。

(議会への報告及び公表)

第4条 点検及び評価の結果については、速やかに報告書を作成し、議会に報告するものとする。

- 2 公表は、議会報告後に行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。